

# 公 示

中運局公示 第 123 号

令和 8 年 2 月定期海技士国家試験の合格者を下記のとおり発表する。

令和8年2月6日

中 部 運 輸 局 長

発表内容	試験地
総合	名古屋市

## <海技士(航海)・海技士(機関)>

種 別	合 格 者 受 験 番 号				
六級海技士 (航海)	1901	1902	1903	1904	1905
	1906	以下余白			
内燃機関 六級海技士 (機関)	3903	以下余白			

## <海技士(通信)・海技士(電子通信)>

種 別	合 格 者 受 験 番 号				
一級海技士 (通信)	1001	以下余白			
二級海技士 (通信)	受験者無				
三級海技士 (通信)	受験者無				
一級海技士 (電子通信)	1001	以下余白			
二級海技士 (電子通信)	1101	1102	以下余白		
三級海技士 (電子通信)	1201	1202	1203	1204	以下余白
四級海技士 (電子通信)	受験者無				

注1. 免許申請は、合格日から1年以内(令和9年2月5日まで)です。

注2. 免許申請には規則による「免許講習修了証明書」が必要です。

- ① 免許講習については、既に修了した講習を再度受講する必要はありません。
- ② 通信・電子通信合格者については、現有海技免状〈海技士(航海)、海技士(通信)、海技士(電子通信)〉がある方は不要です。

ただし、〈海技士(機関)〉の免状保有者は免許日によって異なりますので、当局に確認してください。

注3. 「受験者無」は、受験者がいない場合を指します。「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

発表内容	試験地
筆記	名古屋市

### <海技士(航海)>

種 別		合 格 者 受 験 番 号			
六級海技士	(航海)	受験者無			

### <海技士(機関)>

種 別		合 格 者 受 験 番 号			
内燃機関 六級海技士	(機関)	3901	以下余白		

◎筆記合格の有効期間

15年（合格した日から受験する試験開始日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

# 科目合格者

## <海技士(航海)>

種別及び 受験番号	合格科目			種別及び 受験番号	合格科目		
六級海技士(航海)	航海	運用	法規	六級海技士(航海)	航海	運用	法規
受験者無							

◎科目合格の有効期間

3年（合格した試験開始日から受験する試験開始日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

# 科目合格者

## <海技士(機関)>

種別及び 受験番号	合格科目				種別及び 受験番号	合格科目			
内燃機関 六級海技士(機関)	機(一)	機(二)	/	執務	/	機(一)	機(二)	/	執務
3902	-	-	-	合格	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

### ◎科目合格の有効期間

3年（合格した試験開始日から受験する試験開始日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。